

予定価格

入札直前の最新単価反映

国交省
総務省 自治体大型建築で不調対策

国土交通、総務両省は、自治体が発注する大型建築工事を中心に頻発している入札不調・不落への対応策をまとめ、実勢単価を踏まえた適正な予定価格設定などを要請する文書を都道府県と政令市に出した。予定価格の設定が入札の数カ月前になる場合、適用する単価が実勢と懸け離れる可能性があることを考慮し、入札日直近の最新単価の適用を徹底するよう要請。予定価格を事前公表する自治体では、再積算した価格を修正公告することなども求めた。

相談窓口は次の通り

【北海道開発局】営繕部営繕調整課企画係

【東北整備局】営繕部計画課▽同保全指導・監督室▽盛岡営繕事務所技術課

【関東整備局】営繕部官庁施設管理官▽同計画課課長補佐▽東京第一営繕事務所技術課長▽東京第二営繕事務所技術課長▽甲府営繕事務所技術課長▽宇都宮営繕事務所技術課長▽横浜営繕事務所技術課長▽長野営繕事務所技術課長

【北陸整備局】営繕部計画課▽金沢営繕事務所技術課

【中部整備局】営繕部計画課▽静岡営繕事務所技術課

【近畿整備局】営繕部計画課長▽同計画課課長補佐▽同保全指導・監督室▽京都営繕事務所保全指導・品質確保課

【中国整備局】営繕部計画課長補佐▽岡山営繕事務所技術課長

【四国整備局】営繕部計画課課長補佐

【九州整備局】営繕部計画課課長補佐▽同保全指導・監督室室長補佐▽熊本営繕事務所技術課長▽鹿児島営繕事務所技術課長

【沖縄総合事務局】開発建設部営繕課。

事前公表する場合の予定価格の設定について要請文では、工事規模に応じて建設業法で定める一定の見積もり期間を設け、予定価格を修正公告する方法や、当初の公告時点で予定価格を示さずに入札日前に公表する方法を採用することなどを提案した。業法によると、500万円未満は1日以上、500万円以上5000万円未満は10日以

上、5000万円以上は15日以上の見積もり期間を設けるとしている。

このほか、積算に用いる材料、複合、市場の各単価が実勢とかけ離れている場合、専門工事業者や資材メーカーなどから見積もりの提出を求める方法を採用。不調・不落が発生し、入札内訳書で官民双方の認識にずれがあれば、入札参加者から

見積もりの提出を求める方法も取り入れるよう要請した。

契約後の資材や労務費の高騰などに対応して「スライド条項」の活用も求めた。

国交省は、地方整備局ごとに設置している「公共建築相談窓口」で予定価格設定に関する相談を受け付ける新たな取り組みも始める。

公共建築
工事

円滑施工確保取組を通知

実勢価格乖離対策など

国 交 省

見積活用方式の採用も

国土交通省は27日、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組み」を都道府県・政令市に通知した。市町村を中心とする自治体発注の大型公共建築工事で増加傾向にある入札不調・不発をターゲットとする具体的措置の徹底を要請した。入札直近の最新単価を適用した予定価格設定や、実勢価格乖離ケースでの見積もり活用による単価設定の採用などを盛り込んだ。今回の通知は総務省と連名によるもの。

大型公共建築工事での不調・不発対策は、当面の公共事業の円滑な施工確保対策先週21日公表で位置付けた取り組みの柱の1つ。

市町村発注を中心とする大型公共建築工事では、設定する予定価格が入札の数か月以上前となる場合があり単価が古くなってしまうケースや、積算時に参照する刊行物の掲載価格などが一部で実勢価格上昇に追いついていないことによる実勢乖離がみられる。

の徹底を盛り込んだ。事後公表ケースでは、入札直近の最新単価を適用した予定価格設定をベースとすることを要請した。事前公表ケースでは、一定の見積期間を設け最新単価に基づく再積算を実施して予定価格を修正する方法、入札公告時に予定価格を示さずに入札日前に公表する方法を採用するなどの措置を求めた。修正公告時の見積期間の設定は、▽工事1件の予定価格が500万円未満（1日以上）▽同500万円以上5000万円以下（10日以上）▽同5000万円以上（15日以上）とした。

費や労務費を組み合わせた発注者が労務単価改訂時などに作成する「複合単価」、材料費、労務費などを含み元下間取引価格を調査会社が3か月ベースで調査し刊行物に掲載する「市場単価」の実態乖離ケースでは、こうした従来の設定方法に加え、専門工事業者・資材メーカーなどに見積もり

を調査し刊行物に掲載する「市場単価」の実態乖離ケースでは、こうした従来の設定方法に加え、専門工事業者・資材メーカーなどに見積もり

提出を求め、単価設定で考慮することを明記した。見積もり単価が実勢乖離の可能性がある場合には、専門工事業者や資材メーカーからの見積り収集を的確に実施した上で、過去の工事実績、経済環境の変動や価格動向を総合的に勘案し設定することを要請した。

最新単価を適用しても不調・不発となった場合は、入札参加者から見積もりの提出を求める「見積活用方式」を採用することとした。

さらに、契約後の資材や労務費高騰に対応したスライド条項（全体・単品の適切な設定・活用も要請。設計図書に基づ

く数量、施工条件などが実態に合わないケースでの見直しの徹底も求めた。このほか、地方整備局などの公共建築相談窓口で公共工事の予定価格設定などに関する新たな相談受付を開始することも周知。単価設定の際の実勢価格の把握や、見積活用方式の適用などに関するアドバイスを実施する。窓口は全国の各整備局などに計23か所設置する。

最新単価による 予定価格設定を

また両省は同日、公共建築工事の不調対策として、最新単価による予定価格設定の徹底やスライド条項の適切な設定と活用などを自治体に要請した。特に入札手続きに時間を要する大規模工事で予定価格と実勢価格の乖離による入札不調・不落がみられるた

め、最新単価に基づいた再積算を実施し予定価格を修正・公告する方法や、見積活用方式の適用などによって、変動局面にある実勢価格の適切な反映を求めた。また予算上の制約や議会承認が求められるため予定価格の修正に懸念を示す声が根強いことを踏まえ、予定価格の設定に関する規則の運用を柔軟にすることも合わせて要請している。

＝関連2面

(関連2面)

調省 不交 建築 公共 建設 対策

予定価格修正など要請

設定規則を柔軟運用

国土交通省と総務省は、公共建築工事の不調対策として、最新単価による予定価格設定の徹底やスライド条項の適切な設定などを自治体に要請した。大規模な公共建築工事を中心に、予定価格と実勢価格の乖離（かいり）による入札不調・不落がみられるため、予定価格の修正や見直し、活用方式の適用などにより実勢に応じた予定価格の設定を求めた。また、予算措置や議会承認の関係で予定価格の

修正に懸念を示すケースもみられることから、予定価格の設定に関する規則の運用を柔軟にすることも合わせて要請した。＝1面参照

要請は、国土交通省と総務省の連名により24日付で通知した。都道府県と政令市の首長と各地方議会議長に送付したほか、都道府県から市町村に連絡するよう要請している。また、建設業界団体と設計や積算に関する団体にも合わせて周知した。

通知した対策は、▽最新単価による予定価格設定の徹底▽見積もりを活用した単価の設定▽スライド条項の適切な設定・活用▽設計図書の見直し▽予定価格の設定に関する相談の受付▽予定価格の設定に関する柔軟な対応――の6点を柱に据えている。

最新単価による予定価格の設定については、予定価格を事前公表している場合は、最新単価に基づいた再積算を実施して予定価格を修正・公告する方法や、予定価格の公表時期を入札日前に遅らせるなどの対策を講ずることを提示。実施する際は、建設業法施行令で規定している予定価格の金額に応じた見積期間を基にすることも示した。特に大規模工事で予定価格の設定が入札日の数カ月前のケースもあるため、変動局面にある実勢

単価の設定や見積活用方式の適用に当たっては、どういった工事に適用するかの判断や適用しない工事との整合性の取り方が自治体によって異なることとみられるため、各地方整備局に設置している「公共建築相談窓口」で個別の対応を受けることとしている。

予定価格の設定をめぐっては、予算上の制約や議会承認を得る必要から修正が難しいと懸念する声が自治体から寄せられているため、通知でも予算措置や予定価格の設定に関する規則の運用を柔軟にするよう要請している。通知は総務省を通じて議会議長に提出しており、自治体全体で対策の必要性を周知させ、取り組む際の根拠にしよう。